

○厚生労働省令第百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十四日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十八 (略)</p> <p>五十九 (略)</p> <p>六十 N―エチル― (三―フルオロフェニル)プロパン― ―アミン及びその塩類</p> <p>六十一 N―エチル― (四―フルオロフェニル)プロパン― ―アミン及びその塩類</p> <p>六十二 (略)</p> <p>六十三〇五十二 (略)</p> <p>百五十三 (略)</p> <p>百五十四 N―(一―フェネチルピペリジン―四―イル)―N― フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十五 (略)</p> <p>百五十六〇二百七十一 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十八 (略)</p> <p>五十九 一―(四―エチルフェニル)―N―(二―メトキシベンジル)プロパン― 二―アミン及びその塩類 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六十 三―エチル―二―(三―フルオロフェニル)モルフォリン 及びその塩類</p> <p>六十一〇五十一 (略)</p> <p>百五十一 一―(一―フェニルペンタン―二―イル)ピロリジン 及びその塩類 (新設)</p> <p>百五十二 一―ブチル―N―(二―フェニルプロパン―二―イル ―)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十三〇二百六十八 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。